

静岡県教育委員会

議事録

平成 30 年度 第 9 回定例
9 月 19 日（水）

静岡県教育委員会教育長 木苗直秀は、

平成 30 年 9 月 19 日に教育委員会第 9 回定例会を招集した。

- | | | | | |
|---|------|--|----|-----------|
| 1 | 開催日時 | 平成 30 年 9 月 19 日（水） | 開会 | 13 時 30 分 |
| | | | 閉会 | 14 時 20 分 |
| 2 | 会 場 | 教育委員会議室 | | |
| 3 | 出席者 | 教 育 長 木 苗 直 秀
委 員 渡 邊 靖 乃
委 員 斉 藤 行 雄
委 員 藤 井 明
委 員 加 藤 百合子
委 員 伊 東 幸 宏 | | |

事務局（説明員）	鈴 木 一 吉	教育部長
	松 井 和 子	教育監
	渋谷 浩 史	理事（総括担当）
	赤 石 達 彦	理事兼社会教育課長
	若 月 伸 隆	教育総務課長
	赤 堀 健 之	教育政策課長
	木 野 雅 弘	財務課長
	須 山 智 佐 子	福利課長
	宮 崎 文 秀	義務教育課長
	小野田 裕 之	高校教育課長
	山 崎 勝 之	特別支援教育課長
	名 雪 元	健康体育課長
	中 川 好 広	文化財保護課長
	山 田 貞 己	静岡教育事務所長
	太 田 修 司	静岡西教育事務所長
	三 科 守	中央図書館長
	塩 崎 克 幸	総合教育センター所長
	井 島 秀 樹	高校教育課指導第 1 班長

4 その他

- (1) 報告事項 1 は了承された。

【開 会】

教 育 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。
今回の議事録の署名は、私のほか、斉藤委員にお願いする。

【非公開の決議】

教 育 長： 議案の審議に入る前に、本定例会の議案の取扱いについて諮る。
報告事項1は合格発表前であるため、非公開としたいと思うが、異議はないか。

全 委 員： 異議なし。

教 育 長： それでは報告事項1は非公開とする。

<非>報告事項1 平成31年度静岡県公立学校教員採用試験実施概要・結果

教 育 長： 報告事項1「平成31年度静岡県公立学校教員採用試験実施概要・結果」について、宮崎義務教育課長、山崎特別支援教育課長、持山高校教育課人事監より説明願う。

関 係 課 長： <報告事項についての説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

藤 井 委 員： 今の説明と資料のデータを見る限りでは、実際に必要とする新採用の募集数と合格者数の対比がない。実際に満足できる数を確保できたのかどうかについて説明して欲しい。

義務教育課長： 基本的には必要としている人材は確保できている。教科によっては、もう1人2人取りたいという要望があっても、合格ラインに達していないということはあったが、大方こちらが求めるレベルの人材は確保できたと考えている。

高校教育課人事監： 高校についても義務と同様の状況である。科目によってはもう少し取りたいというところもあったが、やはり合格ラインに達していないということがあった。全体としては140人を確保できた。

藤 井 委 員： せっかくデータを記載するのであれば、不足しているのはどこかということを示したほうが良い。例えば、不足した科目について、何人必要として何人不足したのか、ということである。

高校教育課人事監： 例えば、電気・電信・通信では、3人取りたかったが1人しか取れなかった。

渡 邊 委 員： どういう人材がどのくらい足りなかったのか、ということが分かることによって、どこに今後力を入れて採用していくのか等、今後の具体的な方策に繋がっていくと思うため、フロー図の資料の中で、分野ごとに募集人数と採用人数の記載があれば、何が問題で何が良かったのかを把握しやすいため、資料の作り方を工夫してもらえればありがたい。

- 特別支援教育課長： 特別支援学校について述べると、何人までということは今申し上げられないが、中学の数学・技術・家庭を増やしたいと考えている。
- 義務教育課長： 義務教育課では、中学校について技術科であと1人、家庭科であと2人取れなかったという状況である。
- 高校教育課人事監： 高校は、大雑把な説明になってしまうが、1次試験の合格者は募集人数の2倍を想定して出している。例えば、先ほど述べた電気・電子・通信については、1次合格者を5人出しているが実際の募集人数は3人だった。
- 斉藤委員： 電気・電子・通信は、募集人数に対して二人足りないということになるが、農業や機械が一人ずつオーバーしていたとしても、不足している科目に廻ってもらうことは不可能であると思う。この場合、どのように対応するのか。
- 高校教育課人事監： まずは、再任用の方を一定数任用していくことになるため、そこでの調整が考えられる。それでも対応しきれなければ、欠員補充の講師を任用して対応することとなる。
- 斉藤委員： 募集人数を超えた採用人数となっている農業や機械はどうか。
- 高校教育課人事監： オーバーフローする人数は採用することができないため、調整を行っている。例えば、体育については非常に倍率が高いため、優秀な人材も数多くきているが、今後の見通しで体育の教員数はオーバーフローが見込まれているため、想定募集数を上回る人数の採用はできないが、農業や機械については、現時点でオーバーフローは見込まれないため、想定募集数を超えた人数を合格とした。
- 藤井委員： 可能かどうかは分からないが、授業としての保健・体育の人数は十分確保できている。不合格となってしまったが、合格ラインに達していた人材を部活動専任の教員として任用して、授業を行う先生たちの負担軽減に繋げるといったようなことはできないか。
- 教育監： 高校で言えば部活動指導員を10名置いてはいるが、部活動のためだけに1人工というのは、なかなか難しい。
- 藤井委員： 能力がある人であれば、工夫の余地があると思うため、臨機応変に考えていくべきではないか。今ここで結論が出る話ではないと思うが、部活動の指導が大変だと言っている一方で、体育の教員があぶれているというのは、もったいないように思う。
- 斉藤委員： この夏、高校総体の新体操や高文祭を拝見したが、どれも見てる方も力を持って応援するくらい感動した。学校教育の中で、部活動というのは、社会性を身につけたり、チームワークでお互いに高めあっていく重要さを感じた。体育を専門にされてきた方は何人か知っているが、技術の勉強をしてきただけでなく、コーチングや人の動かし方といったものもしっかりと勉強されてきている。そういう能力を持った方に、学校の枠を超えて地域の中で活躍していただくといったフレキシブルなやり方を考えてみるのも良いと思う。
- 藤井委員： 保健体育の倍率が高いということであったため、体育の話为例示とし

たが、他の教科においても同様の柔軟性が必要である。

理事（総括担当）： 不合格となった人の中には、臨時講師となっている人もいたり、体育を志す人であれば、体育協会で採用されたり、民間のクラブチームに身を置くということもある。ただ、教員の定数という話で言うと、国から予算が下りてきているため制限があり、140人という採用数を決めた中で出来る限り効率的に合格を出している。ただ、人材派遣のように人材をプールしてうまく使えれば良いが、その分の予算というのは国から降りてこないため、様々な工夫が必要になる。

藤井委員： 国の予算にこだわらなければならないのか。定数以外の部分では絶対に不可能ということか。

理事（総括担当）： 不可能ではない。35人学級の例のように、予算協議の際に教育サイドから提言をしていくことで可能性はある。

教育長： 他に質疑はあるか。

伊東委員： 教育学部のサイドから言うと、基本的には教育学部は教員養成に特化した学部となっている。現実的には教員以外の道を選ぶ学生も数多くいるが、文部科学省は何人が教員になったか、何%が教員になったかという点で評価を行うため、大学としては教員として採用させるということをやっていくこととなる。

また、国立大学の定員に関して、特に厳しく見られているのが教育学部であり、大学で何か工夫を行おうとした際には、教育学部定員の削減をセットで出さなければ通らないほどである。静岡県で教員として能力が高い人材をこれだけ確保したいのだという見方を長期的に示していかなければ、大学側でも教員養成という点に置いて危機感を抱くこととなってしまふ。例えば、音楽・美術といった比較的採用人数が少ない教科について、それぞれの大学で全ての教科の養成をしなければならないのかということ、文部科学省は言い始めている。静岡県は、地域で活用する人材といったことを考えるのであれば、なるべく早めにビジョンを打ち出して、能力の高い人材を確保していくということを考えていかなければならない。

教育長： 他に意見は無いか。

藤井委員： 合格者の内、辞退者は出ているか。

高校教育課人事監： 辞退者が一番多いのは高校だと思うが、例年で10から15名ほど辞退者が出ている。ただし、辞退者のほとんどは他県を跨いで受験しているものであり、辞退の理由も他県で教職に就くといったものが多い。

藤井委員： 辞退者が出た場合はどのように対応するか。

高校教育課人事監： 合格者数は辞退者を見込んで補欠を出している。

義務教育課長： 小中学校については、小中合わせて10名ほどの辞退者が出るが、事態の理由については、高校と同様である。

藤井委員： 辞退による欠員についても、補欠で補うということか。

義務教育課長： そうである。

特別支援教育課長： 特別支援学校は、他県の受験者を主に例年5名程度の辞退者が出る。

欠員に対する対応についても、補欠人員で補っている。

藤井委員： 以前の総合教育会議でも触れたが、教員の試験内容としてIT技能を入れるべきであると考えている。IT技能に優れている必要はないと思うが、最低限の技能は持っているべきである。振り落とすことを目的とするのではなく、受験者のITに関する意識を高めることで、結果的に先生方のIT技能の向上に繋がっていくという観点から、試験科目として新たに導入することを検討して欲しい。

教育長： 他に意見は無いか。

全委員： (異議なし)

教育長： 報告事項1を了承する。

教育長： 以上で、本定例会の議事はすべて終了した。

これをもって、平成30年度第9回教育委員会定例会を閉会とする。